## 玉城町太陽光発電設備等設置費補助金 交付申請の手引き

- 1 対象となる設備
- (1) 太陽光発電設備
- (2) 蓄電池((1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合に限ります)

## 主な条件

- ○市販されている製品であること。
- ○中古設備、リース設備は対象となりません。
- ○令和7年1月31日(水)までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。
  - ・設置工事完了後、工事代の支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります。
- ○蓄電池は、停電時のみに利用する非常用予備電源でなく、平時に置いて充放電を繰り返すことを 前提とした定置用の設備で、15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下のものに限ります。 ※蓄電池の単価を算出する際、容量に端数のあるものは小数点第2位以下を切り捨てます。
- ○蓄電池は、別紙1の「蓄電池の仕様」を満たすものである必要があります。
- ○未使用の太陽光発電設備を設置した建売住宅を購入する場合も対象となります。
- ○補助対象設備設置後の自家消費割合報告(手引きの第7項を参照)において、年間発電量 kWh の報告が必要になりますので、年間発電量(累計発電量)を記録する装置が必要になります。

#### 2 対象者

玉城町内において自ら所有し、かつ居住する住宅に対象となる設備を設置する方

※申請日時点で町外に住所を有する方は、実績報告時に町内に転入している予定のある方が対象となります。

### 主な条件

- ○固定買取価格制度による売電をする方(FIT等の認定を受ける方)は対象となりません。
- ○自己託送をする方は対象となりません。
  - 【例】発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う。
- ○国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。
  - ※「玉城町住宅用太陽光発電システム設置補助金」及び「玉城町家庭用蓄電池設置費補助金」と の併用は可能です。
- ○発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。
- ○法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- ○町税等の滞納がある方は対象となりません。
- ○設備設置によって得られる環境価値(温室効果ガス削減により生まれる価値)は、自ら消費する 分のみが設置者のものとなります(売電した分の価値は設置者のものとできません)。
- ○対象設備の法定耐用年数(太陽光発電設備17年、蓄電池6年)が経過するまでの間、Jークレジット制度への登録はできません。

#### 3 補助金の額

(1) 太陽光発電設備(補助の対象は10kWまで)

発電出力(単位は kW、小数点以下切り捨て)に7万円を乗じた額と、太陽光発電設備の購入及 び設置工事費(税抜き)を比較して少ない方の額(1,000円未満切り捨て)

(2) 蓄電池(補助の対象は 10kWh まで)

蓄電池の購入及び設置工事費(税抜き)の3分の1の額(1,000円未満切り捨て) ※10kWh以上の設備を設置した場合の補助金は、上記の額に「10kWh÷容量」を乗じた額です。

#### 4 申請について

契約後に「玉城町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書」(様式第1号)と添付書類を提出してください。

## 申請受付期間

令和6年7月1日(月)から先着順(玉城町役場税務住民課に届いた順)に受付けます。 ※予算が無くなり次第、受付を終了します。

## 申請書配布場所

- ・町ホームページからダウンロード
- 玉城町役場税務住民課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL: 0596-58-8201

### 申請書提出先

玉城町役場税務住民課

#### 申請書提出方法

郵送又は持参(持参の場合は平日・月水金曜日は午前8時30分から午後5時15分まで、火木曜日は午前8時30分から午後7時まで)

#### 申請の流れ

(1)契約締結→(2)交付申請→(3)町から交付決定通知→(4)着工→(5)工事完了・代金支払・物件の 引渡→(6)実績報告→(7)町から補助金額確定通知→(8)補助金の請求→(9)町からの補助金支払 い

#### 添付書類

- ○対象設備の購入及び設置に係る契約書の写し
  - ・見積書と金額が異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考にして契約金額の内訳書を提出してください。
- ○対象設備の購入及び設置に係る見積書の写し
  - ・施工業者選定にあたっては、原則として複数者の比較を行ってください(事業提案を受ける、 見積りを取る等)。ただし、複数者の比較が困難な場合(例:早期に導入しなければ希望する 設備を期限内に設置することが困難)は、この限りではありません。

- ・見積書については別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成してください。
- ○対象設備の設置場所及び付近の見取り図
  - ・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください。
  - ・敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください。
- ○対象設備の仕様書
  - ・製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様が分かる書類を添付してください。
- ○誓約書
  - ・別添誓約書を確認のうえ提出してください。
- ○電力消費量計画書
  - ・任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」 「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気使用量」「世帯人 数」についても記載をお願いします。

#### 5 実績報告について

「玉城町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書」(様式第6号)と添付書類を提出してください。

## 実績報告書提出先

玉城町役場税務住民課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL: 0596-58-8201

## 実績報告書提出方法

郵送又は持参(持参の場合は平日・月水金曜日は午前8時30分から午後5時15分まで、火木曜日は午前8時30分から午後7時まで)

### 実績報告書提出期限

事業完了から30日以内又は令和7年1月31日(水)のいずれか早い方の日

※設備の引き渡し、発電設備の系統連系、施工業者への支払いの全てが完了した日が事業完了日となります。

## 添付書類

- ○領収書の写し
  - ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。
  - ・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。
- ○対象設備の保証書の写し
  - ・申請時に提出した製品カタログと実績報告時に提出する「保証書(メーカー保証)」を確認し、 設置した設備が申請された設備であること及び中古品でないことを確認します。
  - ・別添「蓄電地の仕様を確認するための書類のチェックリスト」も活用してください

- ○発電設備の連系に関するお知らせ、売(買)電契約書(特定契約書)等の写し
  - ・以下の書類を提出してください
    - ①発電設備の連系に関するお知らせ:一般送配電事業者(中部電力パワーグリッド(株)など) と発電設備が系統連系したことがわかる書類(系統連系受給開始日が記載されている) ※接続検討結果書ではありません。
    - ②売(買)電契約書(特定契約書):小売電気事業者(中部電力ミライズ(株)など)と売電契約 したことがわかる書類(売電しない方は不要)
- ○設備を設置したことが確認できる写真 (施工前、施工中、施工後)
- ○申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください。
  - (例) 電力消費量計画が変更となった。
- 6 補助金の支払いについて
  - ○事業完了後の精算払いとします。
  - ○実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。
  - ○振込を完了した旨の通知等は行っていませんので、通帳等でご確認をお願いします。

#### 7 自家消費割合報告について

- ○「玉城町太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書」(様式第11号)と添付書類を提出 してください。
  - ・報告の対象期間は、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とします。
  - ・提出期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日とします。

(例:令和7年1月(令和6年度1月)に事業が完了した場合、下表のとおり計3回の報告を 行うこと)

報告対象期間	報告期限	
令和7年4月1日~令和8年3月31日	令和8年7月31日	
令和8年4月1日~令和9年3月31日	令和9年7月31日	
令和9年4月1日~令和10年3月31日	令和10年7月31日	

# 提出先・問い合わせ

玉城町役場税務住民課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2

TEL: 0596-58-8201 FAX: 0596-58-4494 E-mail: zeijyu-t@town. tamaki. lg. jp

- ・提出方法は郵送、持参、FAX、E-メールとします。
- ・持参による受付、問合せの電話受付は平日・月水金曜日は午前8時30分から午後5時15分まで、火木曜日は午前8時30分から午後7時までとします。

#### 提出期限

報告対象年度(3か年)の翌年度の7月31日まで【必着】

## 添付書類

- 発電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類
  - ※モニターから出力したデータ等をとりまとめて報告してください。
  - ※毎月の実績を把握するために、発電量・売電量等が把握できるモニターやシステムの導入を 推奨します。

## 8 財産処分について

- ○法定耐用年数(太陽光発電設備17年、蓄電池6年)が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。
- ○法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に玉城町役場税務住民 課へ相談してください。

#### 9 その他

- ○申請後に事業の中止または内容変更を行う場合は、判明次第、玉城町役場税務住民課へご連絡 ください。
- ○当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類(発電量、自家消費量が分かる資料)等は、法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- ○提出された書類は返還しません。
- ○提出された交付申請書等は、玉城町情報公開条例(平成11年条例第17号)に基づく情報公開請求の対象となります。
- ○国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。

# 太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容			
工事費	本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、係			
	(直接工事費)		管料を含むものとする。			
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。			
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。			
			①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者			
			等に要する費用)			
			②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使 用料)			
			③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労			
			務費を除く。))			
			④負担金 (事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経			
			費)			
	本工事費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。				
	(間接工事費) ①事業を行うために直接		①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用			
			②準備、後片付け整地等に要する費用			
			③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用			
			④技術管理に要する費用			
			⑤交通の管理、安全施設に要する費用			
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費 消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。			
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、			
		通信交通費をいう。				
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。			
			※必要最小限度の範囲とすること。			
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購			
			入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。			
	測量及び試験		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及			
	費		び試験に要する経費をいう。			
設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調			
			整、据付け等に要する経費をいう。			

- ※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの 共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。
- ※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」 項目を合算しても構いません(ただし、内訳について別途聞取り調査等を行うことがあります)。

# 蓄電地の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1	蓄電池	パッ	ケー	・ジ

□システム全体を統合して管理するための番号

### 2 性能表示基準

- □初期実効容量
- □定格出力
- □出力可能時間の例示
- □保有期間

※法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

□廃棄方法

※使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

□アフターサービス

※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

#### 3 蓄電池部安全基準

□「JIS C 8715-2」に準拠したものであることが分かる書類

- 4 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)
  - □「JIS C 4412」に準拠したものであることが分かる書類 ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若し くは「JIS C 4412-2」の規格も可とする。
    - (注)「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に 準拠すること。
- 5 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)
  - □第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ)

### 6 保証期間

□メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。